

第六三回

参第八号

災害共済法（案）

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 災害共済事業

第一節 事業の実施（第四条）

第二節 加入者（第五条 第七条）

第三節 共済給付（第八条 第二十一条）

第四節 掛金（第二十二条）

第五節 審査の申立て（第二十三条・第二十四条）

第六節 経理（第二十五条 第二十七条）

第三章 助成（第二十八条 第三十一条）

第四章 雑則（第三十二条 第三十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、災害共済の事業につき、市町村に対し、国が必要な助成を行なう制度を確立し、もつて災害にかかつた者及びその遺族の救済を図るとともに、社会の秩序の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「災害原因」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象であつて政令で定める程度及び規模のもの並びに政令で定める規模の爆発又は火事その他その人身に及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因をいう。ただし、国内におけるものに限る。

2 この法律において「遺族」とは、死亡した加入者の配偶者（婚姻の届出をしていないが加入者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが加入者の死亡の当時事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母をいう。

（災害共済の事業）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、相互扶助の精神に基づいて加入者の災害原因による死亡又は負傷若しくは疾病若しくはこれらによる障害に関して給付を行なう災害共済の事業を実施するように努めるものとする。

第二章 災害共済事業

第一節 事業の実施

第四条 この章に定める災害共済（以下単に「災害共済」という。）の事業（以下「災害

共済事業」という。)の実施は、当該市町村の条例に基づいてしなければならない。

第二節 加入者

(加入者資格)

第五条 災害共済の加入者となる資格は、災害共済事業を実施する市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該市町村の住民基本台帳に記録され又は当該市町村の事務所に備える外国人登録原票に登録されている者であることとする。

(加入者の地位の得喪)

第六条 前条の加入者資格を有する者が、第二十二條の規定による掛金の全額を予納して加入の申込みをしたときは、その者は、申込みの日の翌日から起算して一月以内のその者の指定する日から、加入者となる。

2 加入者の地位は、同一の災害共済事業において重ねて取得することができない。

第七条 加入者は、その加入者となつた日から起算して一年を経過した時にその地位を失う。

2 加入者が第五条の加入者資格を失つた場合にもそれによつては加入者の地位を失わない。

3 前項の規定に該当する者は、同項の規定により加入者の地位を有する間は、他の災害共済事業において加入者の地位を取得することができない。

第三節 共済給付

(共済給付の種類)

第八条 災害共済の給付(以下「共済給付」という。)は、死亡見舞金、障害見舞金及び傷病見舞金とする。

(死亡見舞金)

第九条 死亡見舞金は、加入者が加入者の地位を有する期間(以下「加入者期間」という。)内に生じた災害原因により当該加入者期間(当該災害共済事業におけるこれに引き続く加入者期間内の、当該災害原因のやんだ日から一年を経過する日までの期間を含む。)内に死亡したときに、当該加入者の遺族に支給する。

2 死亡見舞金の額は、百万円とする。

(障害見舞金)

第十条 障害見舞金は、加入者が加入者期間内に生じた災害原因により負傷し又は疾病にかかった場合において、その負傷若しくは疾病が当該加入者期間(当該災害共済事業におけるこれに引き続く加入者期間内の、当該災害原因のやんだ日から一年を経過する日までの期間を含む。以下この項において同じ。)内になお政令で定める程度の障害が存するとき又はその負傷若しくは疾病がなおらないが当該加入者期間を経過した時若しくはその経過前に加入者の請求があつた時にこれに起因する政令で定める程度の障害が存するときに、当該加入者に支給する。

2 一の災害原因に係る二以上の障害は、一の障害として前項の規定を適用する。

3 障害見舞金の額は、百万円を限度として障害の程度に応じて政令で定める。

(傷病見舞金)

第十一条 傷病見舞金は、加入者が加入者期間内に生じた災害原因により当該加入者期間(当該災害共済事業におけるこれに引き続く加入者期間内の、当該災害原因のやんだ日から一年を経過する日までの期間を含む。)内に負傷し又は疾病にかかった場合において、それが政令で定める程度のものであるときに、当該加入者に支給する。

2 一の災害原因による二以上の負傷又は疾病並びに負傷及び疾病は、一の負傷又は疾病として前項の規定を適用する。

3 傷病見舞金の額は、五十万円を限度として負傷又は疾病の程度に応じて政令で定める。

(遺族の順位等)

第十二条 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、第二条第二項に規定する順序とする。

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

第十三条 死亡見舞金を受けるべき遺族が二人以上あるときは、死亡見舞金は、その人数によつて等分して支給する。

2 前項の場合においては、その死亡見舞金の全額を、同項の遺族の全員のために、それらの者のうちの一人又は数人に支払うことができる。

(受給権者の死亡の場合の支払未済の受給権)

第十四条 死亡見舞金を受ける権利を有する者がその支払を受けないで死亡したときは、その死亡見舞金を加入者の他の遺族に支給し、他の遺族がないときは、その権利は、消滅する。

2 障害見舞金又は傷病見舞金を受ける権利を有する者がその支払を受けないで死亡したときは、その権利は、消滅する。

(一の災害原因に係る共済給付の調整等)

第十五条 既に障害見舞金又は傷病見舞金の支払を受けた者が当該障害見舞金又は傷病見舞金に係る災害原因により死亡した場合においては、第九条の規定にかかわらず、その支給すべき死亡見舞金の額は、百万円からその支払を受けた障害見舞金及び傷病見舞金の合計額を控除した額とし、当該合計額が百万円であるときは、死亡見舞金は、支給しない。

2 一の災害原因に係る障害見舞金及び傷病見舞金は、第十条第三項及び第十一条第三項の規定にかかわらず、その合計額において百万円をこえては支給しない。

第十六条 同一の災害原因に関し、既に障害見舞金又は傷病見舞金が支払われた障害又は負傷若しくは疾病の程度が変動したことによりこれと異なる程度の障害又は負傷若しくは疾病に係る障害見舞金又は傷病見舞金を支給すべきこととなつた場合においては、その既に支払われた金額は、その支給すべき障害見舞金又は傷病見舞金の内払とみなす。この場合において、その既に支払われた金額がその支給すべき金額をこえるときにあつ

ても、そのこえる金額を返還することを要しない。

(著しく近接した災害原因に係る共済給付の調整)

第十七条 二以上の災害原因が著しく近接して生じた場合においては、共済給付については、政令の定めるところにより、これらの災害原因は一の災害原因とみなす。

(災害原因による死亡の推定)

第十八条 災害原因が生じている際現にその場にいあわせた加入者につき、その生死が当該災害原因のやんだ後三月間わからない場合又はその死亡が当該災害原因のやんだ後三月を経過するまでに明らかとなり、かつ、その死亡の日がわからない場合には、死亡見舞金に関する規定の適用については、当該加入者は、当該災害原因のやんだ日に当該災害原因によつて死亡したものと推定する。

(共済給付の制限)

第十九条 加入者が、故意に、災害原因を生じさせ、災害原因により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は災害原因による負傷若しくは疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、これらの事実に基づく給付事由による共済給付は、行なわれない。

2 前項の規定に該当する場合を除き、加入者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がないのに療養に関する指示に従わないことにより、災害原因を生じさせ、災害原因により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は災害原因による負傷若しくは疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、これらの事実に基づく給付事由による共済給付の全部又は一部を行なわないことができる。

第二十条 加入者を故意に災害原因により死亡させた遺族は、死亡見舞金の支給については、遺族でないものとみなす。死亡見舞金を受ける権利を有する直近先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた遺族も、また同様とする。

2 前項前段の規定に該当する場合を除き、遺族となるべき者が故意の犯罪行為又は重大な過失により、災害原因を生じさせ、加入者を災害原因により死亡させ、負傷させ、若しくは疾病にかからせ、又は加入者の災害原因による負傷若しくは疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者は、死亡見舞金の支給については、遺族でないものとみなすことができる。

3 第一項後段の規定に該当する場合を除き、先順位又は同順位の遺族を故意の犯罪行為により又は故意に死亡させた者は、死亡見舞金の支給については、遺族でないものとみなすことができる。加入者の死亡前に、先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意の犯罪行為により又は故意に死亡させた者についても、また同様とする。

第二十一条 偽りその他不正の行為によつて、共済給付を受け、又は受けようとした者には、当該共済給付(これに係る災害原因に係る他の共済給付を含む。)の全部又は一部を行なわないことができる。

第四節 掛金

第二十二條 災害共済の加入者は、当該災害共済事業を実施する市町村に、掛金を納付しなければならない。

2 前項の掛金の額は、次に掲げる額とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合を除き、保険数理に基づいて政令で定める一人あたりの平均給付額に相当する額の百分の七十五を下らず百分の八十をこえない範囲内で、当該市町村の条例で定める額

二 前号に規定する下限額が四百円未満であり、かつ、同号に規定する上限額が四百円をこえるときは、当該下限額を下らず四百円をこえない範囲内で、当該市町村の条例で定める額

三 第一号に規定する下限額が四百円以上であるときは、四百円

3 既に納付した掛金は、返還しない。

第五節 審査の申立て

(災害共済審査会)

第二十三條 災害共済事業を実施する市町村を包括する都道府県は、共済給付に関する紛争の適正な解決に資するため、災害共済審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査の申立て)

第二十四條 共済給付に関する市町村の取扱いに異議がある者は、審査会に審査を申し立てることができる。

2 前項の審査の申立ては、申立人が異議に係る事実を知つた日から二月以内にしなければならない。

3 第一項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

4 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第一項ただし書及び同条第二項から第四項までの規定は、第二項の審査申立期間に関して準用する。

第六節 経理

(特別会計)

第二十五條 市町村は、災害共済に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計は、給付勘定及び業務勘定に区分し、それぞれ共済給付に関する収入及び支出並びに災害共済の事務の執行に関する収入及び支出を経理する。

(一般会計からの繰入れ)

第二十六條 市町村は、政令の定めるところにより、次に掲げる金額を、一般会計から前条の特別会計に繰り入れなければならない。

一 給付総額(第二十二條第二項第一号の平均給付額に一會計年度中の加入者数を乗じて得た額をいう。)の百分の九十に相当する額と当該會計年度中の掛金総額に相当す

る額との差額

二 災害共済の事務の執行に要する費用の四分の一に相当する額

(利益及び欠損の処理)

第二十七条 第二十五条の特別会計の給付勘定において毎年度利益を生じたときは、前年度から繰り越した欠損金をうめ、なお残余があるときは、これを積立金として積み立てなければならない。

2 前項の積立金は、欠損金をうめる場合のほか、使用することができない。

3 第二十五条の特別会計の給付勘定において毎年度欠損を生じたときは、第一項の規定による積立金をもつてその欠損金をうめ、なお不足があるときは、これを繰り越すものとする。

第三章 助成

(都道府県の補助)

第二十八条 都道府県は、政令の定めるところにより、災害共済事業を実施する市町村に対し、次に掲げる金額を補助するものとする。

一 第二十六条第一号の給付総額の百分の五に相当する額

二 災害共済の事務の執行に要する費用の四分の一に相当する額

(国の補助)

第二十九条 国は、政令の定めるところにより、災害共済事業を実施する市町村に対し、次に掲げる金額を補助する。

一 第二十六条第一号の給付総額の百分の五に相当する額

二 災害共済の事務の執行に要する費用の二分の一に相当する額

第三十条 国は、政令の定めるところにより、第二十五条の特別会計の給付勘定において毎年度欠損を生じたときに第二十七条第三項の規定により積立金をもつてその欠損金をうめてなお不足があるときは、当該市町村に対し、当該不足額の十分の九に相当する額を補助する。

(事業廃止の際の剰余金)

第三十一条 市町村は、政令の定めるところにより、災害共済事業を廃止した場合において剰余金があるときは、その額を限度として、前条の規定により受けた補助金の合計額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第四章 雑則

(時効)

第三十二条 共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から二年間行なわなうときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第三十三条 共済給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税)

第三十四条 租税その他の公課は、共済給付として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(無料証明)

第三十五条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、当該市町村の条例の定めるところにより、災害共済事業を実施する市町村又は共済給付を受ける権利を有する者に対して、加入者、加入者であつた者又は共済給付を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(検討)

第三十六条 政府は、なるべくすみやかに、災害原因による住居及び家財の被害に関する給付を共済給付に加えることに関して調査研究を行ない、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第三十七条 この法律に定めがあるものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 災害共済法(昭和四十五年法律第 号)の施行に関すること。

理 由

大規模な災害にかかった者及びその遺族の救済を図るとともに、社会の秩序の保全に資するため、相互扶助の精神に基づく災害共済事業を実施する市町村に対し、国が必要な助成を行なう制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約十一億三千万円の見込みである。